

議案第52号

静岡市国民健康保険診療所条例の一部改正について

静岡市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険診療所条例（平成15年静岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。